

## 「学校いじめ防止基本方針」

奥州市立前沢中学校

### I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第 2 条】

#### 2. いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは人権に関わる重大な問題であり、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立って問題解決にあたる。
- (2) いじめは、学校や学年、学級、部活動などの集団における人間関係においても起こることであり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。よつて、被害者及び加害者の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは、教師一人ひとりに対する指導のあり方が問われる問題であり、家庭教育のあり方とも大きな関わりを持っている。
- (5) 学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら一丸となって取り組むことが必要である。
- (6) いじめは、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要など刑法等の法規に抵触する場合もある。

#### 3. 学校および教職員の責務

2. に挙げた基本的な考え方のもと、学校においては、教職員や友人との信頼関係の中で生徒一人ひとりが安心・安全に生活できる教育環境を築くこと、生徒自身の中にもいじめを絶対に許さないという意識や態度を育てることが大切である。

そのためにも全教職員が日常から生徒の人間関係づくりや道徳教育などの【未然防止】に力を入れ、いじめから目を背けることなく積極的な認知【早期発見】に努め、毅然とした態度でその解決に取り組まなければならない。また、保護者や関係機関とも連絡を図りながら、迅速かつ適切に対処し、その再発防止にも努める。

### II. いじめ未然防止のための取組

#### 【未然防止の基本的考え】

生徒一人ひとりが人との関わりに喜びを感じ、「人の役に立っている、認められている」という自己有用感を育む教育活動を推進していく。

#### 1 教職員による指導・取組

- (1) あらゆる教育活動において「いじめは絶対に許されない」という基本認識を周知徹底する。
- (2) 学級や学年、委員会活動、部活動などを通して、集団に対する「所属感」や、集団における「自己有用感」を育む人間関係づくり、集団づくりを推進する。

- (3) 各授業、行事、部活動等において、生徒の活動や努力を認め、「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」を育むことに努める。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、さらに小中での交流活動の充実を図る。
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」をもとに研修会を通じて、全教職員で実際の対応を検証する機会を設け、いじめ防止の共通理解のもと、未然防止や解決を図る。校外研修会に積極的に参加し、いじめに関する通知、報道等を適宜・適切に活用し、いじめに関する教職員の感性を高める。
- (6) 教職員同士が互いの言動に気を配り、それがいじめの発生原因とならないよう注意し合い高め合える教職員集団を目指す。

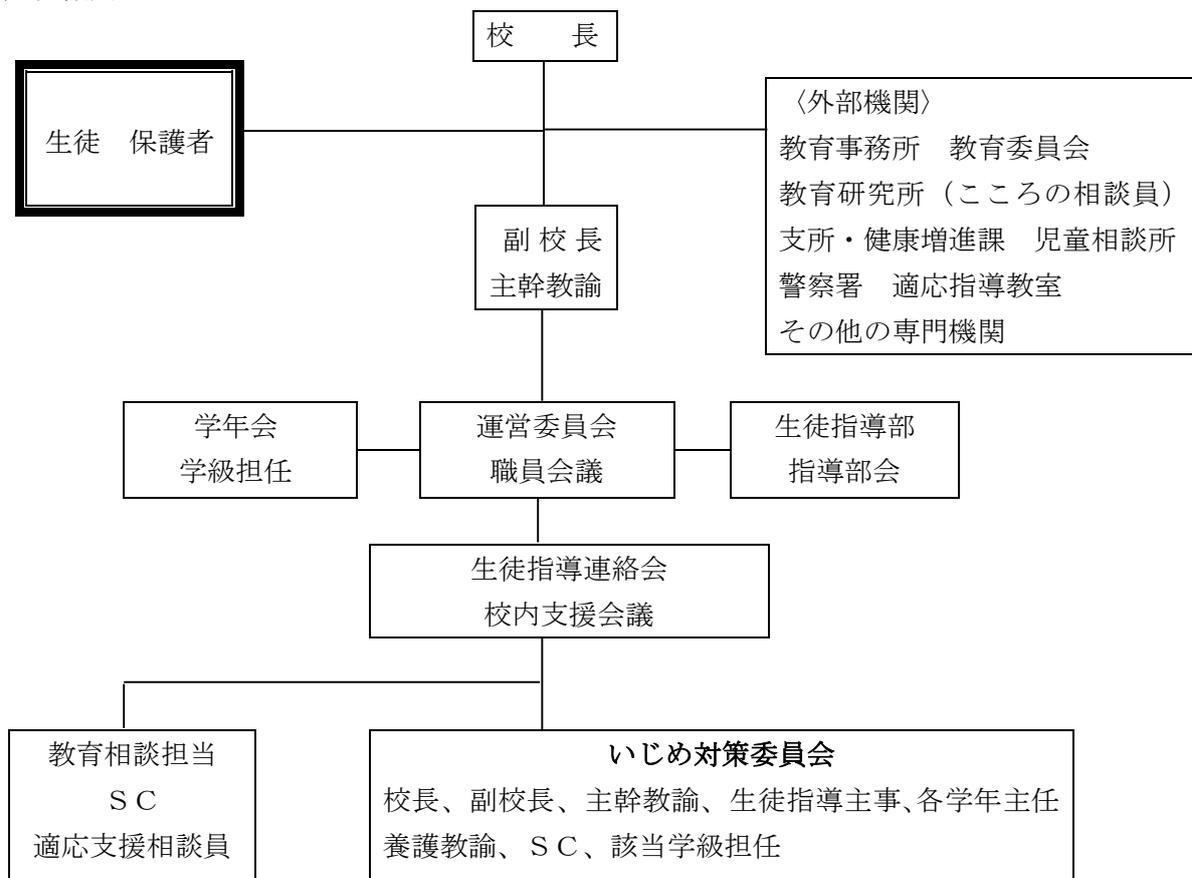
## 2 いじめ防止等対策のための組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの兆候や拡大、生徒や保護者からの訴えを特定の教員や学年内で抱え込むことのないよう、組織として対応する。

### (1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、S C、当該学級担任  
 ※事案内容に応じて、柔軟に構成する。

### (2) 組織図



### (3) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定と教育課程の全体計画への位置づけ
- ② アンケート内容の検討と結果集約及び対応検討
- ③ S Tトークタイムの計画・運営
- ④ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進
- ⑤ いじめ防止研修会の計画と実施（6月・7月・8月・10月・12月・2月）

実施時期	取組内容	備考
1. 6月	基本方針及び資料によるいじめ防止の研修 前沢中学校いじめ防止基本方針の確認	職員会議 定例職員会議後
2. 6月	生徒指導主事研修会等での最新資料による研修	定例職員会議
3. 7月	スクールカウンセラーによるいじめ防止の研修会	放課後研修会
3. 8月	1学期のいじめ事案の検証を行う研修	定例職員会議
4. 10月	基本方針や資料によるいじめ防止の再確認	定例職員会議
5. 12月	2学期のいじめ事案の検証を行う研修	冬季休業中
6. 2月	年間のいじめ対応の反省と基本方針修正等の研修	年末反省会議 定例職員会議

### (4) 開催時期

日々発生する生徒事案に対して、対応した職員がいじめと疑われる事案に対しては、生徒事案初動記録（いじめ）を作成し、記録・回覧及び毎回の職員打ち合わせでの報告をもって日常の情報交流をすることとする。また、いじめが疑われる事案に対しては、生徒指導連絡会をいじめ対策委員会に切り替えて、対応策を検討、確認する。  
重大事態につながりそうないじめ事案発生時には緊急に開催し、事態の収束まで随時開催する。

## 3 授業における取組

- (1) 分かる授業づくりを進め、学び合いの中から自己有用感を高めていく。
- (2) 規律ある学習環境づくりを行い、安心して学習できる環境を整える。
- (3) 小グループでの学習を通じて、個々の発言を尊重する態度とコミュニケーション能力の向上を図る。
- (4) 人権教育・道徳教育を通じて、一人一人のよさや違いを認め合える力を育む。また、年間4回の「フレンドシップタイム」を前中タイムの中に設けてSGEに取り組む。この取組を通じて、学級内で認め合う人間関係作りを進め、集団への所属感や安心感、自己有用感を育てる。

## 4 生徒の主体的取組

- (1) 生徒会活動等を通じて、生徒自身に「いじめ」を自分たちの問題として自覚させ、「いじめを絶対しない」「見過ごさない」をスローガンに掲げ、いじめ防止のための運動に取り組ませる。
- (2) 各種集団活動を通して、自己表現力を高め、好ましい人間関係づくりを構築させる。
- (3) 人権啓発やいじめ撲滅等の作文・標語募集などに積極的に取り組ませる。

## 5 家庭・地域との連携

- (1) P T A総会や各種会議、広報活動を通じて、「いじめ防止基本方針」や現状を情報発信する。
- (2) 行事や学校公開等を良い機会ととらえ、保護者や地域住民に生徒の活動の様子を見ていただく。

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 【早期発見の基本的考え】

全教職員による日常的な相談体制をつくり、生徒が悩みを相談しやすい環境を整えて、あらゆる状況や情報からいじめを積極的に認知する。

### 1 いじめの早期発見

#### (1) 日常における生徒観察

生徒が毎日の生活を記録する「先生と私のやりとりノート」の確認や授業、部活動などの学校生活の様子等に対して常にアンテナを高く保ち、いじめの予兆となる事案について情報共有に心掛け、迅速かつ組織的に対処する。

#### (2) 定期的なアンケート調査と面談の実施

##### ① 生徒を対象にしたいじめのアンケート

月1度「学校生活アンケートの日」を設けて実施する。その結果を踏まえて、現状の把握と迅速な対応を講じる。(尚、アンケートについては生徒指導主事が中心となり作成する。)担任やS Cなどによる面談も並行して進め、生徒が抱えている困難さを理解し、自立や絆づくり支援を行う。

##### ② 保護者を対象としたいじめアンケート

年に1回9月を目処に実施する。生徒同様に対応し、対応の経緯を保護者に知らせる。

#### (3) S Tトークタイム (Student と Teacher の Talk time) の実施

① 月2回程度行っている教職員と生徒とのトークタイムにより個々の興味関心やものとりえ方、悩み等を把握し、必要に応じて悩みの解決にあたる。

② 常に生徒に寄り添う姿勢で生徒の考えや悩みに向き合い、生徒と教職員との信頼関係を築いていく。

③ 担任を基本としながらも、全教職員で生徒一人ひとりを支えていく体制を組む。2回目以降のトークタイムは全教職員の中から相談したい先生のアンケートをとって対応し、生徒にとっての人的資源を増やす。

#### (4) 「相談カード」による適時適切な相談の実施

生徒からの相談希望に迅速に対応するため、「相談カードを」を各教室、各学年の廊下等に設置し、生徒指導主事、各学年の教育相談担当、S C、養護教諭を窓口にし、申し込める体制をとる。

#### (5) 「早期発見チェックリスト」の活用

\*チェックリストを活用し、生徒の小さなサインを見逃さないことに努める。

① 項目に該当する生徒には、声がけを行い、表情や反応を読み取るよう努める。

② 生徒自身が「大丈夫です」と答えても、気になる場合は周囲の教職員にその様子を伝え、共通理解を図っておく。

③ 声がけにより相談に結びついた際は内容がいじめではないかと疑われる場合、速やかに

生徒指導主事に口頭で報告。事実と指導経過を「生徒事案初動記録（いじめ）」にまとめ、生徒指導主事まで提出する。

#### (6) QUテストの活用

- ① 結果を分析し、生徒一人ひとりの様子把握に努め、必要に応じて早急に対応する。
- ② 学年での情報共有はもとより、場合によっては全職員で情報共有を図り、対応を考える。有効なSGE（集団グループエンカウンター）も検討、実施する。

#### (7) 相談窓口の紹介

「カウンセラーだより」でSCの来校日を知らせ、その他の外部の相談窓口も紹介する。また友達との関わり方やストレスの解消の仕方などを発信していく。

### IV いじめ問題に対する措置

#### 【いじめ対応の基本的な流れ】

「いじめ対応の基本的な流れ」に基づき、全教職員の共通理解のもと、組織的かつ迅速な対応を目指す。

#### 1 迅速な事実確認・報告・相談

- (1) いじめの発見または通報を受けたとは、はじめに対応した教職員が速やかに学年や生徒指導部と連携して事実確認を行い、「生徒事案初動記録」を作成し、生徒指導主事に報告する。
- (2) 生徒指導主事は報告をもとに、対応職員から詳細を確認後、速やかにいじめ対策委員会を招集。指導方針を確認する。  
※重大事態または重大事態の危険が考えられる場合は、市教育委員会および外部機関への連絡等も協議する。
- (3) いじめ対策委員会がたてた方針のもと、該当学年全職員は翌日までに指導を済ませ、その状況を生徒指導主事に報告する。
- (4) 「いじめ対応の基本的な流れ」を全教職員で共通理解を図る。

#### 【いじめ対応の基本的な流れ】（案）

#### 2 集団への対応

- (1) 内容によっては、集団内での話し合いやアンケート、発生したいじめについての考えを書せ、いじめに至る経緯を振り返らせ、いじめ根絶の姿勢を浸透させる。
- (2) 被害生徒へのケアや加害生徒への指導で終わらせることなく、いじめを生み出さない集団づくりを教職員全体で指導・支援していく。

#### 3 ネットいじめへの取組と対応

- (1) インターネット（メールやLINE等）やスマホでのいじめやトラブルを未然に防止するため、ネット利用の仕方のあり方について全生徒を対象に学習会を実施する。
- (2) 地区懇談会等を利用して、保護者を対象にインターネットの利用に関わる注意喚起の場を設定する。
- (3) いじめやインターネットトラブルなどのニュースを通信等でタイムリーに生徒に発信し、

注意を喚起する。

- (4) SNSに関わるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ対策委員会で情報を共有すると共に、市教育委員会と連携し、情報の削除を求めるなど被害の拡大防止に努める。
- (5) 該当生徒からの聞き取りや書き込みの内容確認と保存、URLを控えるなど情報源の把握に努め、解決への糸口を探る。

## V いじめ防止に関する処置

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置
  - <<構成員>> 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC、当該学級担任
  - <<活動>> アンケート調査ならびに教育相談に関すること
  - <<開催>> 月1回の生徒指導連絡会に於いて、情報交換を行う。  
いじめ発生の場合には随時開催する。

### (1) いじめに対する措置

- ① アンケートにおいて疑われる事案、及びいじめに係る相談を受けた場合には、速やかに事実確認を行う。
- ② いじめの被害を訴える生徒の安全を最大限に優先する。
- ③ 「いじめ」に当たるかどうかは、表面的・形式的なもので判断するものではなく、いじめられて生徒およびその生徒の親の立場に立って見極める。
- ④ いじめの事実が確認された場合には、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒および保護者への指導を行い、事案解決まで継続して支援や助言を継続していく。
- ⑤ いじめの関係者間の争いを防ぐため、いじめ事案に係る情報を関係者間で共有する措置を講じる。
- ⑥ 犯罪行為として扱われるべき事案については、躊躇なく関係諸機関への通報、相談活動を行う。

### (2) 重大事案への対処

重大事案とは

- ① 生徒が自殺を図ったり考えたりした場合
- ② 生徒に精神疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な怪我や障害を負った場合
- ④ 生徒間に金銭トラブル（恐喝や金銭を奪われる等の犯罪行為となる事案）が発生した場合
- ⑤ いじめなどで相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされた場合

### (4) 対処

- ① 重大事態及び重大事態と思われる事案発生の場合には、直ちに教育委員会に報告する。また、生徒、保護者から「いじめられて重大事態に至った」との申し立てがあった場合も同様に教育委員会に報告する。

- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対応する「学校調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、教育委員会との連携のもとに、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査を進めるにあたり、被害生徒・保護者十分に寄り添い、その意向を確認しながら進める。
- ④ 調査の経緯及び結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実・情報等を適宜適切に提供する。
- ⑤ 「生徒指導通信」「スクールカウンセラーだより」を随時発行し、人との関わり方やストレスの解消の仕方などを発信していく。

\*重大事案以外のいじめについても教育委員会に報告し、重大事案への進展に備えておくようにする。

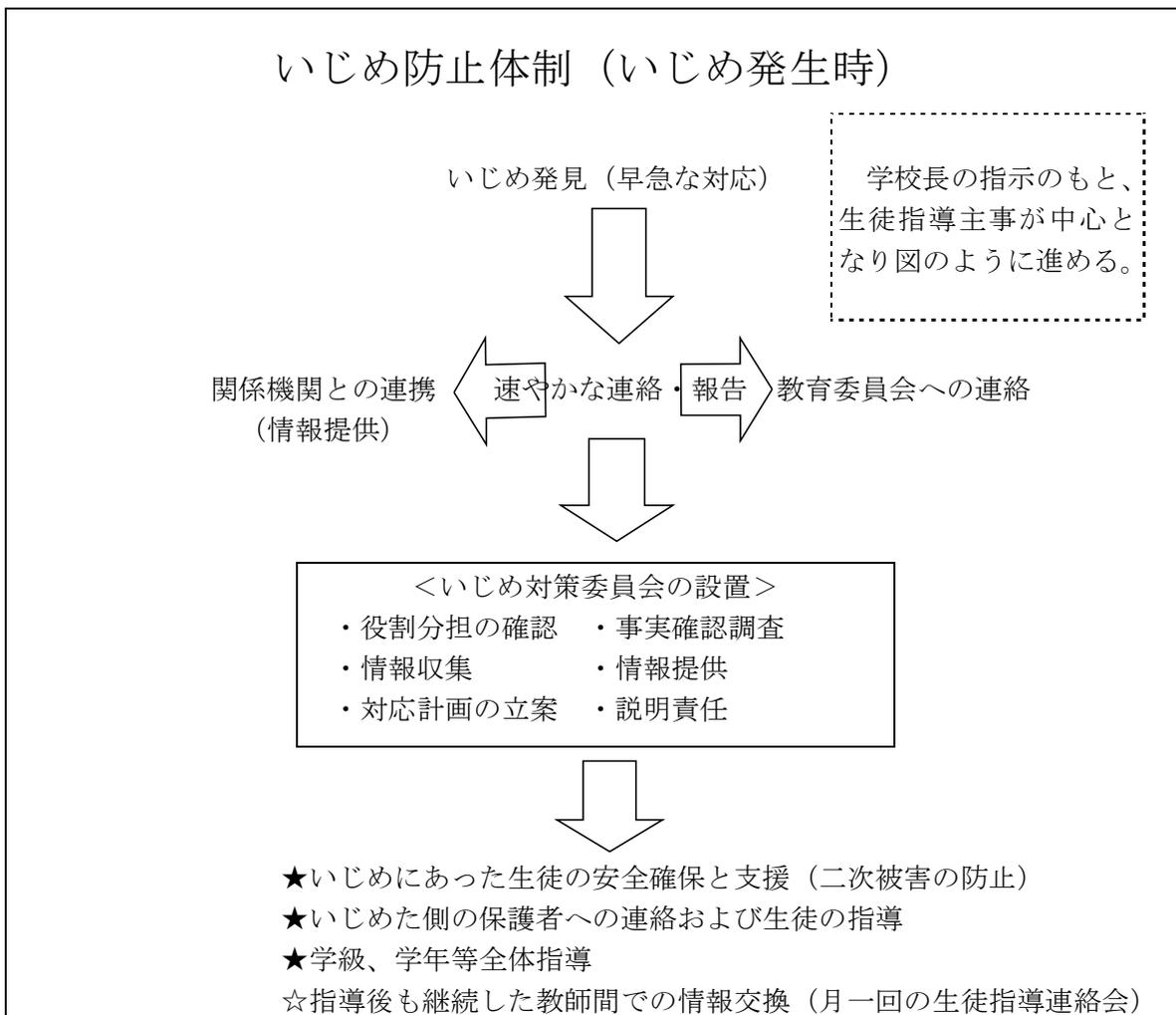
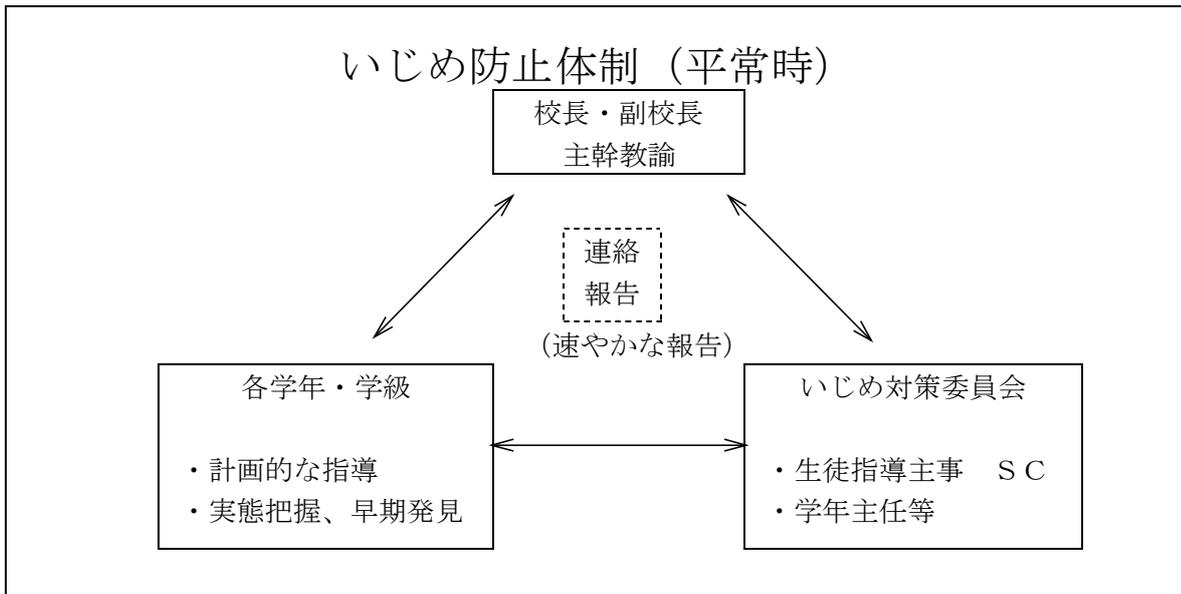
(5) いじめ解決後の継続的かつ組織的な生徒観察による情報交換

- ① 学年会での学年内での生徒観察による情報交換
- ② 月に1回の生徒指導連絡会における観察による情報交換
- ③ いじめが原因となった不適應生徒が出た場合は月に1回の支援会議で対応について継続的に検討する。
- ④ 3ヶ月を目処に本人、保護者に確認を行う。

いじめ解消の定義

- ・いじめにかかる行為が止んでいること。
  - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- の要件を満たされていることを十分に踏まえ、組織的に判断することとする。

## 【いじめ対応の基本的な流れ】



すべての生徒が安全で楽しい学校生活が送れるように、人をいたわる気持ち「気付く、支える」を育みながら共に成長し合う人間関係づくりを進めていく。